

【松本市新規開業支援利子補給事業】

松本市産業振興部商工課

1 対象者

- (1) 事業を営んだ経験がない方で、開業(開業届に記載された開業日)から6か月以内の方
- (2) 営んでいた事業を取りやめ、新たな業種の事業を開始してから6か月以内の方

2 対象事業費

市内に開業するために融資を受けた制度資金等の利子

3 制度資金等(市、松本商工会議所または松本市波田商工会であっせんした次の融資)

- (1) 創業支援資金(松本市)
- (2) 信州創生推進資金の創業支援向け(長野県)
- (3) 日本政策金融公庫の融資

4 補助期間

最大2年間(交付決定を受けた月から24か月分)

5 補助率

1年目:利子相当額
2年目:利子相当額の2/3の額

6 補助要件

- (1) 松本商工会議所または松本市波田商工会の指導を受けていること。
- (2) 松本市に居住し、住民票または在留カードがあること。(補助期間中に市外へ転出された場合、その時点で対象外となります。)
- (3) 法人ではないこと。
- (4) 市税に滞納がないこと。
- (5) 営業に必要な許可等が取得されている、または取得見込みであること。
- (6) 2年以上継続して営業することが見込まれること。
- (7) 直近5年以内に「松本市新規開業家賃補助事業補助金」または「松本市新規開業支援利子補給事業補助金」を受け取ったことがないこと。
- (8) 事業形態や規模につき、中小企業信用保険法第2条第1項第1号、第2号、第5号または第6号のいずれかに該当すること。
- (9) 中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種で市長が適当と認める業種を営むこと。
※対象外(代表例):農業、林業、漁業、金融・保険業、特殊浴場業、易断所、パチンコホール、芸妓業、場外馬券売場、風営法3条1項の適用を受ける飲食業

7 申請方法・交付の決定(審査月:4月、7月、10月、1月 前月15日が〆切)

商工課への書類提出と松本商工会議所(松本市波田商工会)への起業相談受付をもって申請が完了となります。書類審査や現地調査等を経た後に、市長が交付の可否を決定します。

8 補助金支払いの時期(専用フォームでの電子申請となります。)

年4回(7月、10月、1月、4月)に分けて支払います。

9 その他

- (1) 交付申請書類は、原則として事業開始(開店)前に商工課までご提出ください。
- (2) 店舗の位置する商店街団体の活動及び商工団体の会員活動への協力をお願いします。

【お問合せ】

松本市丸の内3番7号 本庁舎5階
松本市産業振興部 商工課 商業振興担当
TEL:34-3110(直通) FAX:34-3008
Mail:shoukou@city.matsumoto.lg.jp

【申請書類】

- 申請書(様式第2号)
- 住民票
- 営業許可証・営業に必要な資格証の写し(許認可を必要とする業種の場合)
- 創業計画書
 - ※ 松本商工会議所または松本市波田商工会の指導を受けて作成したものを提出してください。
- 履歴書
 - ※ 任意の様式で結構です。
 - ※ 中学校卒業時から記載してください。
 - ※ 職歴は業種が分かるよう記入してください。
- 制度資金の返済予定表(写し)
- 前居住地の市税に滞納がないことが確認できる書類
(移住者=松本市内に1年6か月以内に転入した方の場合)
- 開業届(写し)
- その他市長が必要と認める書類

※開店前に書類を提出して
ください。

___月 ___日() 〆切

【交付決定後の手続き】

専用フォームで電子申請していただきます。(マニュアルを申請時にお渡しします。)

- 1 補助金の請求について
利子の支払いを証明する書類を添付のうえ、請求手続きを行ってください。
- 2 実績報告について
 - (1) 補助期間終了後、実績報告手続きを行ってください。
 - (2) 1年ごとに、年間の経営状況をまとめた「経営状況調書」を松本商工会議所(松本市波田商工会)と作成してください。
- 3 初回以降の補助金交付申請について(計3回)
 - (1) 申請は年度ごとになるため、計3回交付申請を行ってください。
【次年度4月(1年目残りの期間分)、1年目終了時(2年目申請)、
次々年度4月(2年目残りの期間分)】※4月開始の方は計1回
 - (2) 2年目申請の際は、市税に滞納がないことを調査させていただきます。